

## 中東呼吸器症候群（MERS）対策に関する専門家会議 開催要綱

### 1. 目的

平成 24 年 9 月以来、アラビア半島諸国を中心に発生が報告されている中東呼吸器症候群（以下「MERS」という。）については、依然として持続的なヒトーヒト感染は見られないものの、本年 5 月 11 日に韓国において発生した輸入症例については、明らかな接触歴がなかったこと等から診断が遅れたことや、医療機関における院内感染対策の不徹底等により、医療従事者や同じ医療機関内の患者やその家族への二次感染が多数発生している。また、今般、韓国において三次感染や死亡例も発生しており、国内における対策の緊急性も増している。

そこで、MERS への感染が疑われる患者の発生時における患者の入院措置や、積極的疫学調査等の対応を迅速に実施できるよう、都道府県、MERS の患者の治療に当たる医師等に対して助言等を行うため、MERS 対策に関する専門家による検討会議（以下「会議」という。）を開催する。

### 2. 会議の業務内容

- (1) MERS の感染が疑われる患者の国内発生時における患者の入院措置、医療提供体制、積極的疫学調査等の対応について検討し、意見を述べること。
- (2) その他、MERS 対策に関することについて検討し、意見を述べること。

### 3. 会議構成等

- (1) 厚生労働省健康局長は、会議を開催するに当たり、別紙の専門家を参集する。
- (2) 会議に座長を置き、座長は会議の議事を整理する。座長は、厚生労働省健康局長が選任する。
- (3) 厚生労働省健康局長は、必要に応じて、会議に参考人を招致することができる。

### 4. その他

- (1) 会議は、個人の特定につながるおそれのある情報等を扱うことから原則非公開とする。会議の全部又は一部を非公開とした場合、非公開とした部分について、議事概要を作成し、これを公開するものとする。
- (2) 会議の庶務は、厚生労働省健康局結核感染症課が行う。
- (3) 会議の参集者は、議事に当たり知り得た個人の特定につながるおそれのある情報並びに企業の権利及び競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報を漏らしてはならない。
- (4) その他会議の運営に必要な事項は、厚生労働省健康局長が定める。

### 附則

この要綱は、平成 27 年 6 月 9 日から施行する。

中東呼吸器症候群（MERS）対策に関する専門家会議 構成員

氏名	所属
大石 和徳	国立感染症研究所感染症疫学センター長
岡部 信彦	川崎市健康安全研究所長
大曲 貴夫	（独）国立国際医療研究センター病院国際感染症センター長
賀来 満夫	東北大学大学院医学研究科教授
小森 貴	（公社）日本医師会常任理事
調 恒明	山口県環境保健センター長
前田 秀雄	東京都福祉保健局技監
松山 州徳	国立感染症研究所ウイルス第三部第四室長

（敬称略、五十音順）